

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（仮称）に規定する 旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令案の概要

平成18年8月  
警察庁  
総務省  
国土交通省

## I 旅客施設を利用する高齢者の人数の算定

- (1) 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として当該旅客施設を利用する高齢者の人数を算定する場合における当該算定方法

当該旅客施設を利用する高齢者の人数は、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込みをいうものとします。以下同じ。）に当該旅客施設が存在する市町村の区域（二以上の市町村が共同して基本構想を作成する場合にあっては、当該基本構想を作成するすべての市町村の区域をいうものとします。以下同じ。）における高齢者の割合（※1）を乗じて得た人数とします。

- (※1) 当該旅客施設が存在する市町村の区域における高齢者の割合は、当該市町村の区域における人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとし、当該人口調査の期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における当該市町村の区域における人口は、地方自治法施行令の規定により都道府県知事の告示した人口によるものとします。以下同じ。）のうちに当該市町村の区域における高齢者の人数（当該市町村の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいうものとします。）が占める割合とします。

- (2) 全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上である旅客施設を利用する高齢者の人数を算定する場合における当該算定方法

五千に全国の区域における高齢者の割合（※2）を乗じて得た人数とします。

- (※2) 全国の区域における高齢者の割合は、全国の区域における人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果又はこれに準ずる最近の全国的な人口調査の結果による人口によるものとします。以下同じ。）のうちに全国の区域における高齢者の人数（全国の区域における人口のうち六十五歳以上の人口をいうものとします。）が占める割合とします。

## Ⅱ 旅客施設を利用する障害者の人数の算定

- (1) 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として当該旅客施設を利用する障害者の人数を算定する場合における、当該算定方法

当該旅客施設を利用する障害者の人数は、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数に当該旅客施設が存在する市町村の区域における障害者の割合（※3）を乗じて得た人数とします。

- (※3) 当該旅客施設が存在する市町村の区域における障害者の割合は、当該市町村の区域における人口のうち当該市町村の区域における障害者の人数（当該市町村の区域における人口のうち身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者の人数、都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいうもの）の交付を受けている者の人数及び精神障害者福祉手帳交付台帳に記載されている精神障害者の人数の合計数をいうもの）が占める割合とします。

- (2) 全国の区域における人口及び障害者の人数を基準とした一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上である旅客施設を利用する障害者の人数の算定方法

五千に全国の区域における障害者の割合（※4）を乗じて得た人数とします。

- (※4) 全国の区域における障害者の割合は、全国の区域における人口のうち全国の区域における障害者の人数（全国の区域における人口のうち身体障害者手帳交付台帳に記載されている身体障害者の人数、都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者の人数及び精神障害者保険福祉手帳交付台帳に記載されている精神障害者の人数の合計数をいうもの）が占める割合とします。

※ 網掛け部分は、現行の交通バリアフリー法に基づく命令との相違点を表します。

(参考)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（仮称）の概要

#### **特定旅客施設の要件（法第2条第6号関係）**

旅客施設が特定旅客施設に該当するための法第2条第6号の政令で定める要件は、

- ① 当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上である場合又は5,000人以上であると見込まれる場合
- ② 当該旅客施設が所在する市町村の区域の人口及び高齢者・障害者の人数を基準として一定の方法により算定した当該旅客施設を利用する高齢者・障害者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者・障害者の人数の人数を基準として一定の方法により算定した上記①の旅客施設を利用する高齢者・障害者の人数以上であることにより、当該旅客施設を利用する高齢者、障害者の人数が上記①と同程度以上であると考えられる場合
- ③ 当該旅客施設の周辺に相当数の高齢者、障害者等が利用する官公庁施設、福祉施設その他の施設が存するなど高齢者、障害者等による当該旅客施設の利用状況からみて、移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる場合

とします。

※ 本命令は、上記下線部「一定の方法」を定めるものです。